

救急救命東京研修所構内サクラ樹勢回復業務委託仕様書

本仕様書は、救急救命東京研修所（以下「研修所」という。）における構内サクラ樹勢回復業務委託の内容について定める。

- 1 件名
救急救命東京研修所構内サクラ樹勢回復業務委託
- 2 履行場所
東京都八王子市南大沢四丁目5番地
一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所
- 3 業務委託期間
令和6年1月4日から同年3月29日まで（作業日は、担当課と調整すること。）
- 4 業務委託内容（詳細は別添「業務内訳書」及び「図面」参照）
研修所構内のサクラの周囲を掘削して、根が伸長できるように黒土と肥料を追加して土壌を改良し、サクラの樹勢回復を図るもの。
- 5 作業条件
 - (1) 作業時間は、原則として8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。
 - (2) 作業開始前に作業工程表を提出し、研修所担当者と協議すること。
 - (3) 作業内容については、事前に研修所担当者と協議し、その承諾を得ること。
 - (4) 作業を実施する際は、在来部分、作業実施済み部分等を汚損又は損傷しないように、適切な養生の措置を行うこと。
 - (5) 作業の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の器具については、適切な養生の措置を行った上で研修所内に保管可能とする。
 - (6) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
 - (7) 作業中は安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに研修所担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
 - (8) トイレは使用可能、電気及び水道は支給とする。
 - (9) 作業を実施する際は、研修所の業務及び授業に支障がないよう、十分留意すること。
 - (10) その他、作業の実施に関して研修所担当者への連絡及び相談等を徹底し、事故防止に十分留意すること。
- 6 官公庁等への各種届出事務
官公庁等への法令に基づく各種届出等が必要なものについては、各種届出事務及び手続事務連絡の代行を実施するものとする。

7 完了検査及び報告

- (1) 業務完了後に研修所担当者の検査を受けること。
- (2) 請負者は、作業実施記録（不可視箇所については写真撮影）、業務完了届出書、保証書等の各種書類を作成し、救急振興財団に提出すること。
- (3) 業務完了日から1年経過後、1箇月以内に専門職（樹木医）による状況調査を行い、調査結果報告書を作成して担当課に提出すること。

8 契約不適合責任

業務完了後1年間、完成物に契約不適合が認められる場合は、原則として研修所担当者からの連絡後、翌営業日以内に、その完成物の修繕を無償にて行うこと。

9 その他

この仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに研修所担当者の指示を受けること。

10 支払条件

業務完了後、履行確認を行った上で支払う。

11 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

救急救命東京研修所 総務部総務課

担当：小沢 TEL 042-675-9945 FAX 042-677-9955